

都市計画道路山王小柴見線相生橋改修事業公募型プロポーザル 現場説明会
質問・回答書

番号	質 問	回 答
1	・公募型プロポーザルの採用理由について 実施要領の冒頭に、高度な技術力を有する施工者の具体的な計画に基づく設計が必要との趣旨が記述されていますが、<u>有力な設計コンサルタントによる設計成果品には、現地条件や施工条件を十分に考慮した高精度な施工計画が盛り込まれます。</u> その設計成果品を参考に、<u>発注者は全体の事業計画を立案して建設工事を発注し、施工者がより詳細な施工計画を立案して施工することにより、本事業も他工事と同様に工事完成できるものと考えます。</u> <u>重要な社会基盤である橋梁の整備事業において、橋梁タイプ決定を含めたプロポーザルが適用されることに施工者として困惑しております。</u> 構造形式の決定等は、発注者である長野市と協議しながら進めるものと推察しますが、<u>完成した橋梁の設計品質や性能保証の責任所在</u>については、どのようにお考えでしょうか。	・本事業は現況の橋梁箇所には架け替えること、また、送電鉄塔との近接工事となるなど、制約が多い現場であることから、施工者から幅広く提案を求め、最も優れた技術提案者を選定できる、プロポーザル方式にて設計者・施工者を選定することとしました。 ・設計に起因する責任の所在については共同企業体、工事に起因する責任の所在は設計者を除いた共同企業体と考えます。
2	・設計業務の受託者について 設計業務は優先交渉者となった<u>共同企業体(以下JV)が長野市と随意契約</u>するのでしょうか。それとも優先交渉者となったJVの中の<u>設計者(単体)と随意契約</u>するのでしょうか。	・設計者(単体)ではなく、共同企業体と契約します。
3	・JV代表構成員の配置技術者について JV代表者における主任技術者は、実施設計の契約締結の翌日から工事完了まで本工事に専任配置することが求められています。 しかし、建設業における技術者不足が叫ばれるなかで、令和7年5月から令和13年3月の<u>約6年間に亘って技術者を専任配置することは、各事業者とも困難な状況と推察しますが、どのようにお考えでしょうか。</u>	・JV代表者における主任技術者は、事業全体を把握する必要があることから、選任配置としました。なお、現場代理人との兼任は可能です。また、設計者の管理技術者及び照査技術者の配置は設計業務委託履行期間、上部・下部工施工者の主任技術者の専任は当該工事の実際の工事期間となります。
4	・設計業務の契約限度額について 実施要領Ⅱ2(4)エに、設計業務については契約限度額6,000万円(込)が示されています。 一方で条件提示書7頁Ⅱ4(3)に設計業務に契約変更で追加の調査等が必要となった場合は契約変更協議の対象とされますが、<u>変更により設計業務の契約限度額を超える事は認められますか。</u>	・実施設計を行う中で、当初想定できなかった項目については、契約限度額の超過もあり得ます。
5	・設計成果品に起因する建設工事での損害賠償責任について 設計業務が完了し、価格交渉により建設工事JVが契約を締結した後に、<u>設計成果品の不具合によって、建設工事JVが損害を被った場合の賠償責任</u>について、どのようにお考えでしょうか。 ① JV(下部工・上部工・設計者)が共同で責を負う ② 随意契約で業務受託した設計会社が責を負う ③ 設計成果品を検査受領した長野市が責を負う ④ 設計成果品の照査不足だった建設工事JVが責を負う ⑤ その他()	・設計成果品の不備による場合は、JV(下部工・上部工・設計者)が共同で責を負うこととなります。ただし、設計段階では予測できない事前調査や関係機関協議等の結果、当初要件と相違が生じた場合は変更協議の対象とします。

番号	質 問	回 答
6	・リスク分担について 条件提示書Ⅰ5に、事業者が負担すべきリスク項目が記載されていますが、そのうち特に<u>(2)社会条件、(3)マネジメント特性について事業者の負担とする考え方</u>に疑問を持ちます。 またこれらは、設計者・下部工業者・上部工業者による<u>特異な共同企業体の自主結成を求める本業務への取組み意欲を減退させかねない記述</u>と感じますが、どのようにお考えでしょうか。	・条件提示書に記載したとおり、事業者の負担となります。ただし、例えば許認可について事業者が行うべきものの不備の場合は事業者負担ですが、河川法許認可申請など長野市が行うべきものは市の責任となります。
7	・河川占用許可について 本事業の参考資料として貸与頂いた設計報告書を拝見したところ、車道橋を残置した状態で、上流側に新橋の橋脚を構築する計画となっております。 この計画では<u>複数年に亘って既設橋脚と新設橋脚が河川内に併存し、渇水期のみならず出水期にも河川阻害率が高まる</u>ことが懸念されます。 裾花川の河川管理者である<u>長野県は当該計画による河川占用を承諾している理解</u>でよろしいでしょうか。 それとも河川占用協議が未了の場合、<u>本業務で河川占用の協議を実施</u>するお考えでしょうか。	・現計画では、長野県の許可を得ています。
8	・技術提案について 条件提示書1頁のⅠ2(1)に、技術提案の範囲は「工事目的物の構造及び施工方法」と記載されていますが、技術提案の提出期限である令和7年2月4日迄の<u>約3ヶ月間で、十分な検討を行った技術提案は可能とお考え</u>でしょうか。 また、Ⅰ2(4)に、提案内容は「案」であり、設計業務の過程において、長野市との協議で変更を生じる可能性があると記載されています。 <u>技術提案した構造及び施工方法と、長野市と協議しながら最終的に納品した設計成果品の構造及び施工方法が著しく異なる場合</u>でも、設計成果品は認めて頂けるのでしょうか。(7頁Ⅱ4(2)に技術提案の遵守について記載はあります。)	・同様の事業でも、同程度の期間で実施していることから期限を設定しましたが、「参加表明書・誓約書」の提出後、申し出があれば提出期限の延長を検討します。 ・提案段階で想定できない事による変更など、明確な理由があれば認めます。
9	・建設工事の参考額の概算内訳について 実施要領に建設工事の参考額164,000万円(込)が目安として提示されていますが、<u>JV編成の参考とするため、概略内訳を明示</u>願います。	・現設計を参考に試算していますが、提案内容の誘導にもなりかねないことから、明示はいたしません。ご理解ください。
10	・建設工事の参考額について 技術提案で現設計に基づいて施工方法などを検討し、<u>建設工事費が参考価格を超過する場合も技術提案は評価される</u>のでしょうか。 また、設計完了後に参考額を超過する建設工事費の価格交渉は可能と考えてよろしいでしょうか。	・評価の対象になります。 ・可能です。
11	・上部工形式の見直しについて 施工条件や河川条件などを勘案した結果、参考資料の橋梁形式から<u>上部工形式を抜本的に見直した方が事業全体として効果的</u>と判断される場合、<u>参考額164,000万円(込)を大幅に超過する構造形式も技術提案として評価される</u>でしょうか。	・参考額を超過する技術提案も評価の対象となります。ただし、概算工事費は評価項目ですので、ご承知ください。

番号	質 問	回 答
12	・設計完了後、(価格等)お互い合意の上での工事契約となるが、今までの経験上、設計段階で見落としてしまった項目も施工を進めていく中で生じることがある。そういったことも変更協議の対象となるという認識でよいか。	・通常の工事で変更協議の対象と認められるような項目については、本事業についても同様の対応とします。 ・単純な数量の計上漏れ、計算ミスという類のものは事業者の責任であると考えています。
13	・工事金額について上限を拘束するものではないとなっているが、一応の予算の上限があれば教えてほしい。	・現段階で上限は設定していません。
14	・現橋は、3径間の橋梁であるが、新橋も同様に3径間を想定しているのか、1径間となってもよいのか。	・1径間でも構いません。最良の工法・構造形式を提案ください。